

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく  
認定申請等

せんだいオンライン申請サービスマニュアル

【利用者編】

2026年1月

仙 台 市

## 改訂履歴

版数	発行日	改訂内容
第1版	2026年1月	初版

## 目次

1.	はじめに.....	2
2.	【認定申請】申請方法 .....	3
3.	【認定申請】書類追加指示への対応、申請手数料納入.....	13
4.	【完了報告】届出方法.....	15
5.	問い合わせ先 .....	18

# I. はじめに

本マニュアルは、「せんだいオンライン申請サービス」を利用して、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下、「長期優良住宅法」という。）に基づく認定申請・完了報告の手続きを行う方に向けて作成したものです。

※手続きを始める前に、必ず下記内容をご確認下さい。

## I. 対象手続き

長期優良住宅法に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請、また、長期優良住宅の建築工事等が完了した旨の届出が対象となります。

## II. 申請・届出期限

認定申請は工事着手前にご提出下さい。

申請書類をシステムで受領した後、データの不足があった場合は本市からメールでお知らせし、追加提出を求める場合があります。

※手数料納入された日が受付日となります。受付日に工事着手している場合、新築物件としての認定が受けられず、一部の税制優遇等が適用できることとなりますので、申請から受付までの期間を見込んだ余裕のある申請をお願いいたします。

完了報告については、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築が完了してから速やかにご提出ください。

## III. 必要な書類データ

本市の下記ホームページ「認定申請の際の提出書類」、「完了報告の際の提出書類」をご確認のうえ、必要書類を作成、ご準備して申請等手続きを行って下さい。

【仙台市ホームページ】

<https://www.city.sendai.jp/kenchikushido-kanri/choukiyuryou/002.html>

※添付書類のデータは pdf の形式で準備をお願いいたします。

## 2. 【認定申請】申請方法

(1) せんだいオンライン申請サービスシステムへアクセスします。

### ① 長期優良住宅法のページからアクセスする場合

「長期優良住宅建築等計画等の認定について」のページから、「長期優良住宅建築等計画等の電子申請による受付について」へ遷移し、受付フォームにアクセスください。

**長期優良住宅建築等計画等の電子申請による受付について**

本市では、令和6年3月に「仙台市DX推進計画2024-2026」を策定し、オンライン手続の拡充に向け取り組んでおります。

このたび、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下、「法」）に基づく認定手続等について、インターネットを利用した電子申請（「せんだいオンライン申請サービス」）の受付を開始いたします。

※せんだいオンライン申請サービスを利用するためには、利用者登録が必要です。

※電子申請の場合、副本（控え）は申請データに電子印を押印したファイルをCDに格納して交付いたします。

**対象となる手続き**

- 確認書等を添えた新築一戸建て住宅の長期優良住宅建築等計画の認定申請  
(法第5条第1項から第3項に基づく認定申請)
- 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

**受付の期間**

令和8年1月5日（月曜日）から受付を開始します。  
※電子申請の受付対象は若林区内の物件のみとなります。

**手続きの方法**

**长期優良住宅建築等計画の認定申請**

- 手順1：電子申請マニュアルを参照の上、申請書及び関係書類、図面についてPDFデータ作成。
- 手順2：作成したデータを用い、「せんだいオンライン申請サービス」に所定事項を入力し、申請。
- 手順3：事前審査後に送付される手数料納入依頼により、手数料の納入。
- 手順4：窓口及び郵送にて認定通知書等の受け取り。

**完了した旨の報告書**

- 手順1：電子申請マニュアルを参照の上、届出書及び関係書類についてPDFデータ作成。
- 手順2：作成したデータを用い、「せんだいオンライン申請サービス」に所定事項を入力し、届出。
- 手順3：電子メールにて副本が送付されるため、確認・保管。

**せんだいオンライン申請サービス**

**长期優良住宅建築等計画の認定申請 受付フォーム**

**認定申請** **若林区**

**完了した旨の報告 受付フォーム**

**完了報告** **若林区**

図 1. 受付フォームのリンク位置

## ② ポータルサイトからアクセスする場合

インターネットで「せんだいオンライン申請サービス」と入力し検索し、「仙台市電子申請システムの利用について」にアクセスします。

「せんだいオンライン申請サービス」の項目からポータルサイトにアクセスします。

ポータルサイトにアクセスしましたら、検索バーに「長期優良住宅法」と入力し検索すると、受付フォームが検索結果に表示されます。

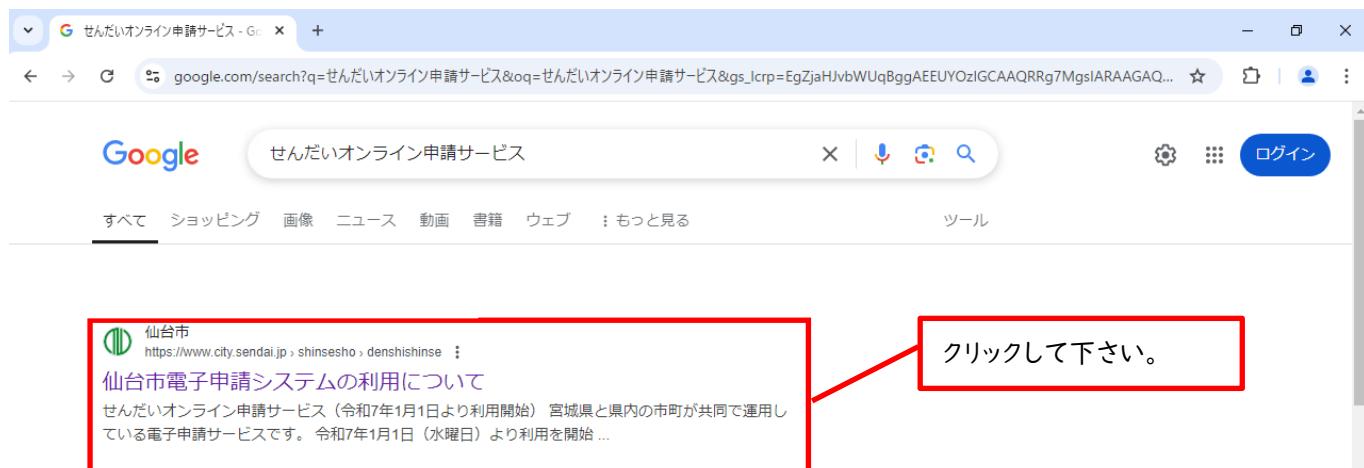


図 2. インターネット検索



図 3. 「仙台市電子申請システムの利用について」トップ



図 4. ポータルサイトトップ

- (2) 長期優良住宅法の認定申請等のフォームにアクセスすると、ログイン画面が表示されますので、アカウント登録が完了している場合は「ログイン」をクリックし ID とパスワードを入力してください。  
アカウント登録をされていない場合は「新規アカウント登録」からアカウント登録に進んでください。

このまますぐに申請する  
ゲストとして申請を進めます。  
※メールアドレス認証が必要な場合があります。

アカウント登録でマイページをご利用できます  
① 自分の申請履歴を確認できます。  
② 氏名や住所などの登録内容を利用して、申請フォームへ自動入力できます。  
③ 電子文書の確認や支払いが必要な申請もすぐわかります。

ログインして申請  
ログインまたはアカウント登録をして申請を進めます。

アカウントがある場合はここを  
クリックして下さい。

アカウントがない場合はここを  
クリックして下さい。

図 5. せんだいオンライン申請サービス ログイン画面

LoGoフォーム  
ログイン

不正アクセスの被害が増加しています。  
そのため、パスワードの使い回しや、他人に推測されやすい  
パスワード（例：誕生日や「123456」など）の使用はお控  
えください。  
みなさまのアカウントをより安全にご利用いただくため、  
2025年8月5日より二段階認証の設定が必須となります。

メールアドレスまたはログインID  
ログインIDを登録した複数メールアドレスではログインできません。 0 / 128

パスワード  
0 / 16

ログイン  
パスワードをお忘れの方  
または  
外部サービスでログイン  
Googleでログイン  
Yahoo! JAPAN IDでログイン  
LINEでログイン  
LoGoフォームアカウントをお持ちでない方  
新規アカウント登録

LoGoフォーム  
新規アカウント登録

不正アクセスの被害が増加しています。  
そのため、パスワードの使い回しや、他人に推測されやすい  
パスワード（例：誕生日や「123456」など）の使用はお控  
えください。  
みなさまのアカウントをより安全にご利用いただくため、  
2025年8月5日より二段階認証の設定が必須となります。

受信可能なメールアドレスを入力してください。  
アカウント登録用のメールをお送りします。  
※「no-reply@logoform.jp」が受信拒否設定になっていないか、事前にご確認  
ください。

メールアドレス  
アカウント登録用のメールを送信  
または  
外部サービスと連携してアカウントを登録  
Googleで登録  
Yahoo! JAPAN IDで登録  
LINEで登録  
すでにLoGoフォームアカウントをお持ちの方  
ログイン

初回ログインの方は、メールアドレスを入力し「アカウント登録用のメールを送信」をクリックし、届いたメールの案内にしたがって利用者登録を行って下さい。

図 6. :(左)ログイン画面、(右)新規アカウント登録画面

(3) 入力したメールアドレスに申請フォームの案内が送信されるため、URL をクリックして下さい。

フォームURLのご案内 - 【テスト a c c】長期優良住宅建築等計画等認定申請書（若林区街並み形成課）

NR no-reply@logoform.jp  
宛先

返信 全員に返信 転送 ...  
2025/11/18 (火) 8:36

-----

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。  
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。  
※お手続きはまだ完了しておりません。本文をお読みの上、お手続きを続行してください。

-----

お客様のメールアドレス認証が完了しました。  
引き続き、以下の URL にアクセスしてフォームへの回答をお願いします。

[https://logoform.jp/f/Romnn/3806492?  
key=a3ca68bd35cf5f6ea3bc259c51d863686ab73dd1407e1f8310cc8e277dee260c&auth=VR9gN1IghEk031DDBn2854PmsQCwVCYkLt0EYGN7AhFg27k3p2w-Un1q7x-WalloYSAcNAU5FWjBkIKNki5pF7vS8\\_fCCYoZByjAwv74GjpE8vr\\_rAl45x\\_d9ujrFzxjAKCK6qNcR-f2YcKRbdVWEg](https://logoform.jp/f/Romnn/3806492?key=a3ca68bd35cf5f6ea3bc259c51d863686ab73dd1407e1f8310cc8e277dee260c&auth=VR9gN1IghEk031DDBn2854PmsQCwVCYkLt0EYGN7AhFg27k3p2w-Un1q7x-WalloYSAcNAU5FWjBkIKNki5pF7vS8_fCCYoZByjAwv74GjpE8vr_rAl45x_d9ujrFzxjAKCK6qNcR-f2YcKRbdVWEg)

(4) 内容詳細の注意事項を確認し、申請しようとする住宅の位置(区)を「若林区」と選択して下さい。

入力フォーム

① 入力1 ② 入力2 ③ 入力3 ④ 入力4 ⑤ 確定前金額 ⑥ 指定 ⑦ 完了

長期優良住宅の普及に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく、長期優良住宅建築等計画についての認定申請です。  
下記のフォームをご入力をお願いします。なお、計画地が若林区以外は、申請することができません。

**【令和7年度 試行版】**  
**手続き説明**

**■お問い合わせ先**  
若林区街並み形成課 建築指導係  
電話：(代表)022-282-1111 (内線)6481~6483  
電子メール：wak014330@city.sendai.jp

**■注意事項等**  
・ **確認書等**（品確法第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書の写し）を添えた新築一戸建ての住宅（手数料10,200円）の認定申請手続きのみ可能です。（法第5条第1・2・3項に基づく申請）  
・ 申請手数料は、クレジットカードによる電子納付のみとなります。受付処理後、納付の案内メールを送付します。区役所で納入確認ができた時点で本申請となり受付日となります。着手日まで余裕をもって手続きをしてください。  
・ 複数件の申請をご希望の場合でも、1件ごとに申請をしてください。  
・ **認定書の交付および副本の返却は窓口で行います。**郵送を希望する場合は、宛先を記入したレターパックを提出してください。  
・ 申請に不備がある場合は、区役所から訂正等を求めます。  
・ 窓口で紙での申請をすることも可能です。  
・ 本システムにより申請する場合は、認定申請書及びその添付書類のファイルを添付してください。  
・ 添付できるファイル形式は**PDF**です。  
※1つの添付ファイルの容量上限は**10MB**です。全體の添付ファイルの容量上限は**100MB**です。  
※品確法：住宅の品質確保の促進等に関する法律

**■申請受付対象建築物**  
本システムからの申請は、**若林区内**の建築物に限ります。  
計画地が青葉区、宮城野区、太白区、巣区の場合はこのフォームから申請することはできません。

**Q1. 申請しようとする住宅の位置(区)を選択してください。 必須**

若林区 **「若林区」を選択して下さい。**

青葉区  
 宮城野区  
 太白区  
 巢区

**▲ 計画地が若林区以外の住宅は申請できません。**

→ 次の画面へ進む  入力内容を一時保存する

図 7. 入力フォームトップ

- (5) 画面の項目に従って申請内容を選択し、必要書類を添付して下さい。入力内容を確認したら「次の画面へ進む」で次のページの入力作業を続けて下さい。入力作業を中断する場合は「入力内容を一時保存する」をクリックして下さい。

Q2. 新築一戸建ての住宅の申請ですか。 必須  
● はい  
○ いいえ

Q3. 確認書等（品確法第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し）を添えて新築一戸建ての住宅の認定申請となります。添付書類を選択してください。 必須  
○ 品確法第6条の2第5項の確認書の写し  
● 住宅性能評価書の写し  
○ 添付書類無し

確認書等を添付してください。 必須  
● 性能評価書.pdf (475.5 kB)  
アップロードされたファイル

→次の画面へ進む  入力内容を一時保存する

入力内容を保存する場合はここをクリックして下さい。

図 8. 申請内容の入力

- (6) 全ての項目の入力完了後、申請内容の確認画面が表示されます。内容に不備が無いか確認後、「次の画面へ進む」をクリックして下さい。

**手続申し込みフォーム**

長期優良住宅建築等計画等の認定申請内容等について以下の項目に入力してください

**■認定申請の種別**

Q8. 認定申請を行う条項を選択してください。  
※確認書等（品確法第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し）を添えた新築一戸建ての住宅（手数料10200円）の認定申請手続きのみ可能です。（法第5条1.2.3項に基づく申請） 必須

法第5条第1項に基づく申請【一戸建て住宅の建築主が申請する場合】  
 法第5条第2項に基づく申請【一戸建て住宅の分譲事業者と譲受人が共同して申請する場合】  
 法第5条第3項に基づく申請【譲受人が決定する前に一戸建て住宅の分譲事業者のみが申請する場合】

**■申請者情報入力フォーム**

**申請者情報 ①**  
申請者情報を入力してください。  
※申請者が複数の場合は、「・」で区切ってください

Q9. 申請者の区分(法人/個人)を入力してください。 必須

法人  
 個人

**認定申請書等の添付確認** ※添付した書類を図してください。 必須

申請書（第一面、第二面、第四面、四面別添時保全計画書）  
 確認演証  
 付近見取り図  
 配置図  
 各階平面図  
 床面積求積図・求積表  
 二面以上の立面図  
 断面図又は矩計図

**基準確認の添付確認** ※添付した書類を図してください。 必須  
都市計画情報インターネット提供サービス参考図書 必須

都市施設確認  
 土砂三法（急傾・地滑・砂防）  
 土砂災害防止法  
 仙台市灾害危険区域

**クリックして下さい。**

[← 1つ前の画面に戻る](#) [→ 次の画面へ進む](#) [\[?\] 入力内容を一時保存する](#)

図9. 申請内容入力

- (7) 認定通知書の受け取り方法選択画面が表示されますので、窓口による受取、郵送での受け取りを選択してください。選択後、「金額確認画面へ進む」をクリックして下さい。
- ※ 郵送希望の場合は、宛先を記入したレターパックの提出が必要となります。

Q3.1. 認定通知書の受け取り方法を選択してください。 **必須**  
郵送を希望する場合は、宛先を記入したレターパックを提出してください。 **必須**

窓口での受け取りを希望  
 郵送による受け取りを希望

■納付情報

※この電子申請は、確認書等(品確法第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し)を添えた新築一戸建て申請手数料は、クレジットカードによる電子納付のみとなります。受付処理の後、納付の案内メールを送付します。

← 1つ前の画面に戻る **→ 金額確認画面へ進む** 入力内容を一時保存する

図 10. 受け取り方法確認画面

- (8) 申請内容に応じた金額を確認後、「確認画面へ進む」をクリックして下さい。

こちらの金額はあくまで概算のお支払い金額になります。金額確定後、メールにてご連絡致します。

確定前金額

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	10,200円
--------------------	---------

確定前合計金額

10,200円
---------

← 1つ前の画面に戻る **→ 確認画面へ進む**

図 11. 金額確認画面

(9) 入力内容の確認画面が表示されますので、確認後、「送信」をクリックして下さい。

【令和7年度 試行版】

手続き説明

Q1. 申請しようとする住宅の位置(区)を選択してください。  
若林区

Q2. 新築一戸建ての住宅の申請ですか。  
はい

Q3. 確認書等（品確法第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し）を添えて新築一戸建ての住宅の認定申請となります。添付書類を選択してください。  
住宅性能評価書の写し  
確認書等を添付してください。  
アップロードされたファイル

提出代理者等入力フォーム

本申請の提出代理者等について以下の項目に入力してください

Q5. 本申請は、代理者による提出ですか？  
はい（建築士等が代理で提出する）

認定申請書等の添付確認 ※添付した書類を囲してください。  
申請書（第一面、第二面、第四面、四面別添時保全計画書）,確認済証,付近見取図,配置図,各階平面図,床面積求積図・求積表,二面以上の立面図,断面図又は矩計図

基準確認の添付確認 ※添付した書類を囲してください。  
都市計画情報インターネット提供サービス  
都市施設確認,土砂三法（急傾・地滑・砂防）,土砂灾害防止法,仙台市災害危険区域  
サービス参考図書

Q3.1. 認定通知書の受け取り方法を選択してください。  
郵送を希望する場合は、宛先を記入 窓口での受け取りを希望  
したレターパックを提出してください。

必ずお読みください。

申請内容を審査の上、お支払い金額を確定し、ご登録を頂いたメールにご連絡致します。  
「no-reply@logoform.jp」からのメールが届きますので、迷惑メールフォルダ等に入らないようお気をつけてください。

クリックして下さい。

← 最初に戻る    ← 1つ前の画面に戻る    **→ 送信**

図12. 入力内容確認画面

(10) 送信完了画面が表示されます。

ご入力ありがとうございました。現在は、仮申請となっています。  
申請内容に不備がある場合は、区役所から訂正等を求めます。  
申請内容の確認ができましたら手数料納入のお知らせをします。  
区役所で納入確認ができた時点で本申請となり受付日となります。  
着手日まで余裕をもって手続きをしてください。  
なお、納入手続き日が開庁日の場合は、翌開庁日が受付日となります。

<受付番号:若長申00002270>

図 13. 送信完了画面

(11) 入力されたメールアドレスあてに【受付完了】メールが届きます。

※ 受付完了メールに付番されている「受付番号」は、審査を踏まえた補正依頼や問合せの際に必要となる番号ですので、メールの保存、受付番号を控える等して、申請物件と整合ができるようにして下さい。

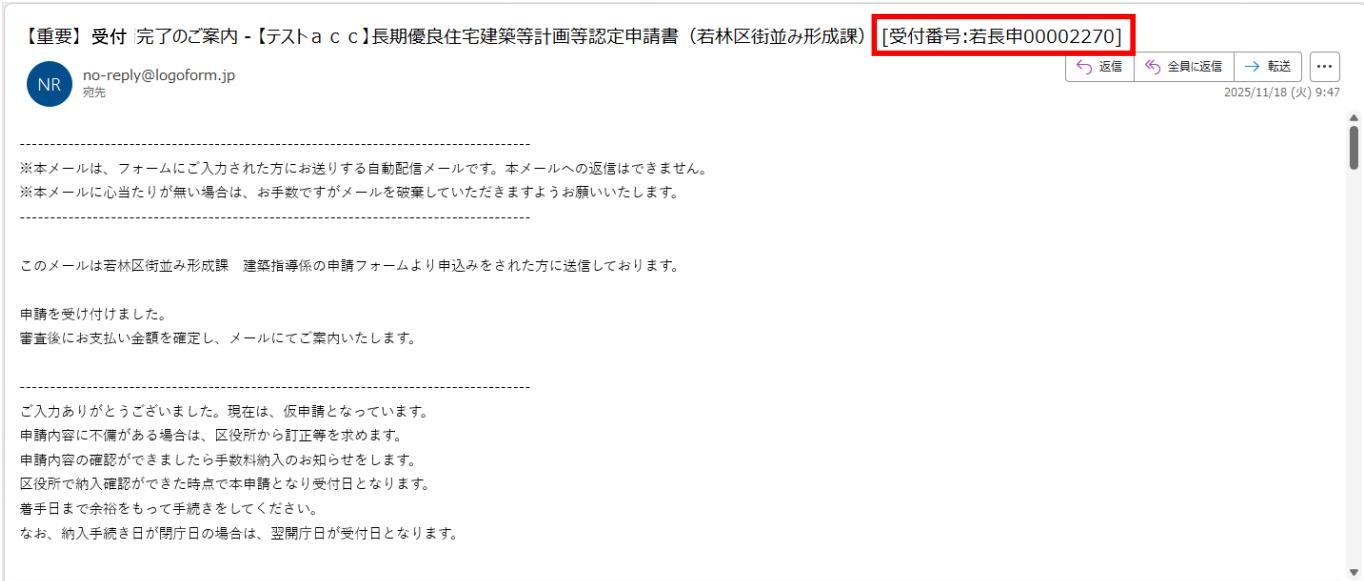


図 14. 受付完了メール(イメージ)

### 3.【認定申請】書類追加指示への対応、申請手数料納入

- (1) 受付完了後、書類の追加指示がある場合は、申請内容の修正依頼メールが届きますので、添付の URL にアクセスしてください。

【要対応】申請内容のご修正のお願い - 【テスト a c c】長期優良住宅建築等計画等認定申請書（若林区街並み形成課）[受付番号:若長申00000279]

NR no-reply@logoform.jp  
宛先

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。  
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

このメールは若林区街並み形成課 建築指導係の申請フォームより申込みをされた方に送信しております。

申請手続きのための重要なお知らせです。

申請を完了させるために申請内容のご修正をお願いいたします。

以下の URL にアクセスし、申請内容の修正をおこなってください。

<https://logoform.jp/mypage/applied/89752309>

URL にアクセスします。

フォーム名:

【テスト a c c】長期優良住宅建築等計画等認定申請書（若林区街並み形成課）

受付番号:

若長申 00000279

修正依頼の内容:

不足書類の添付依頼

図 15. 申請内容修正依頼メール(イメージ)

- (2) 添付 URL にアクセスし、マイページにログインすると下記のページが表示されますので、修正依頼の内容に従って必要な修正を行い、再度申請を行って下さい。

申請一覧 > 【テスト a c c】長期優良住宅建築等計画等認定申請書（若林区街並み形成課）

① 申請内容を修正してください  
修正依頼の内容：不足書類の添付依頼

【テスト a c c】長期優良住宅建築等計画等認定申請書（若林区街並み形成課）

宮城県仙台市

受付番号：若長申00000279 | 申請状況：補正依頼 | 申請日：2025/11/18 10:32

申請内容

Q1. 申請しようとする住宅の位置(区)を選択してください。  
若林区

Q2. 新築一戸建ての住宅の申請ですか。  
はい

Q3. 確認書等（品確法第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し）を添えて新築一戸建ての住宅の認定申請となります。添付書類を選択してください。  
住宅性能評価書の写し  
確認書等を添付してください。  
[アップロードされたファイル](#)（ファイル名: 性能評価書.pdf）

Q5. 本申請は、代理者による提出ですか？  
はい（建築士等が代理で提出する）

Q6. 代理者となる建築設計事務所等の名称を入力してください。  
若林区役所

修正

図 16. 申請内容修正依頼ページ(イメージ)

- (3) 書類のデータ確認が終了した段階で、支払い内容確定のご案内が送付されます。URL から、支払い処理を進めてください。

※支払いが完了した段階で受付となります。この時点で着工済みとならないよう、審査期間を踏まえて余裕のある申請をお願いいたします。

【要対応】お支払い内容確定のご案内 - 【テスト a c c】長期優良住宅建築等計画等認定申請書（若林区街並み形成課）[受付番号:若長申00000279]

NR no-reply@logoform.jp  
宛先

返信 全員に返信 転送 ...  
2025/11/18 (火) 16:02

このメールは若林区街並み形成課 建設指導係の申請フォームより申込みをされた方に送信しております。

申請確定のための重要なお知らせです。

メール受信後、14日間以内にお支払いが完了しない場合は、申請を取消させて頂く場合がございますのでご了承ください。

以下の URL にアクセスし、オンライン決済を実行して下さい

<https://logoform.jp/mypage/applied/89752309>

URL にアクセスします。

フォーム名:  
【テスト a c c】長期優良住宅建築等計画等認定申請書（若林区街並み形成課）

受付番号:  
若長申 00000279

【確定後金額】  
※以下の金額は審査後の確定金額となります。

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料: 10,200 円  
合計: 10,200 円

図 17. 支払い内容確定のご案内メール(イメージ)

#### 4. 【完了報告】届出方法

- (1) 2.(1)と同様の方法で、「長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書」の届出フォームを開きます。必要事項を記入し、「次の画面へ進む」をクリックして下さい。

【テスト a c c】長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書（若林区街並み形成課）

 ログイン

① 入力1   ② 入力2   ③ 入力3   ④ 確認   ⑤ 完了

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定通知書を取得した建築物が完了したとき提出していただくものです。  
下記のフォームにご入力をお願いします。なお、届け出しようとする住宅の位置（区）が若林区以外の住宅及び、工事完了予定日より6か月以上経過している場合には、このフォームでの届出ができませんのでご注意ください。

**【令和7年度 試行版】**  
**手続き説明**

**■お問い合わせ先**

若林区街並み形成課 建築指導係  
 電話：(代表)022-282-1111 (内線)6481~6483  
 電子メール：wak014330@city.sendai.jp

**■注意事項等**

- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定通知書を取得した建築物が完了したとき、速やかに提出してください。
- ・複数件数の提出をご希望の場合でも、**1枚毎**に提出をしてください。
- ・**副本の返却は窓口で行います。**郵送を希望する場合は、宛先を記入したレターパックを提出することで、郵送により返却することも可能です。
- ・提出内容に不備がある場合は、区役所から訂正等を求めます。
- ・従来通り、窓口で紙での提出することも可能です。
- ・本システムにより報告書を提出する場合は、報告書及びその添付書類のファイルを申請ページからアップロードしてください。
- ・添付できるファイル形式は**PDF**です。  
 ※1つの添付ファイルの容量上限は**10MB**です。提出全体の添付ファイルの容量上限は**100MB**です。

**■受付対象建築物**

ホームページからお探しの方へ 若林区街並み形成課へ問い合わせ

• クリックして下さい。

← 1前の画面に戻る   → 次の画面へ進む   □ 入力内容を一時保存する

#### 図 18. 【完了報告】入力画面

(2) 引き続き必要事項、書類の添付を行い、「確認画面へ進む」をクリックして下さい。

【テスト a c c】長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書（若林区街並み形成課）

ログイン中

■ 入力フォーム

① 入力1 ② 入力2 ③ 入力3 ④ 確認 ⑤ 完了

**手続きフォーム**

長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書の内容等について以下の項目に入力してください。

■ 報告者情報入力フォーム

報告者情報  
報告者情報を入力してください。  
※報告者が連名の場合は、「・」で区切ってください。

Q9. 報告者の区分(法人/個人)を選択してください。 **必須**

法人  個人

Q10. 報告者（法人）名を入力してください。  
若林区役所 5 / 60000

Q11. 報告者（役職）を入力してください。  
・

← 1つ前の画面に戻る → 確認画面へ進む

クリックして下さい。

図 19. 【完了報告】入力画面2

(3) 入力内容確認画面が表示されますので、確認のうえ、問題がなければ「送信」をクリックします。

【テスト a c c】長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書（若林区街並み形成課）

ログイン中

入力フォーム

① 入力1 ② 入力2 ③ 入力3 ④ 確認 ⑤ 完了

入力内容確認

【令和7年度 試行版】

手続き説明

Q1 届出しようとする住宅の位置(区)を選択してください。  
若林区

Q2.認定申請書 第四面 4. 住宅の建築の実施時期 【建築に関する工事完了の予定年月日】を入力してください。  
2025年11月18日

Q3.工事完了日を入力してください。  
2025年11月18日

Q4.工事完了日が、完了予定日から6か月以上経過していない。  
はい

Q5.認定時と比較して変更がありますか。

02-建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（計画変更がある場合には計画変更後の検査済証も併せて添付）  
アップロードされたファイル

03-工事監理報告書又は建設住宅性能評価書  
アップロードされたファイル

04-その他

必要書類の添付確認 ※添付した書類を印してください。  
認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書, 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（計画変更がある場合には計画変更後の検査済証も併せて添付）, 工事監理報告書又は建設住宅性能評価書

← 最初に戻る ← 1つ前の画面に戻る → 送信

図20. 【完了報告】入力内容確認画面

(4) 登録アドレスに送信完了のメールが届きます。届出の内容に応じて、補正を求める場合がありますので、補正の依頼があった場合には3.(1)～(2)と同様に対応の上、再度届出をお願いいたします。

(5) 確認が終了しましたら、登録アドレスに確認後の完了報告の副本がデータ送付されますので、保管をお願いいたします。

【副本の送付（R7若戸9999号）】長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書



若林区街並み形成課 <waki014330@city.sendai.jp>

申請者 様

お世話になっております。若林区街並み形成課です。  
せんせいオンライン申請サービスにて届出いただきました内容について、確認いたしましたので副本を添付の通り送付いたします。  
本メール及び添付書類は、長期優良住宅の認定書類と併せて保管いたしますよう、お願いいたします。

返信 全員に返信 転送 ...

2025/11/18 (火) 16:38

〒984-0811  
仙台市若林区保寧院前丁3-1  
若林区役所建設部 街並み形成課  
TEL: 022-282-1111  
FAX: 022-282-1149  
MAIL: waki014330@city.sendai.jp

図21. 【完了報告】確認完了メール(イメージ)

## 5. 問い合わせ先

仙台市公式ホームページにおいて「システムに関するよくある質問」や「システム利用の推奨環境」を公開しておりますので、ご活用下さい。

[仙台市電子申請サービスの利用について|仙台市 \(city.sendai.jp\)](#)

The screenshot shows the official website of Sendai City (仙台市). The top navigation bar includes links for Home, Community Information, Tourism Information, Business Information, and Municipal Information. The main content area is titled 'Sen dai Online Application Service' (せんだいオンライン申請サービス) and discusses the service's start date (January 1, 2025). It also links to 'Frequently Asked Questions' and 'Recommended Environment' sections, which are highlighted with a red box.

### 【せんだいオンライン申請サービスに関するお問い合わせ】

まちづくり政策局 BPR 推進課

仙台市青葉区二日町 12-26 二日町第三仮庁舎 3 階

電話番号:022-214-3094

### 【長期優良住宅法に基づく認定申請等の手続きに関するお問い合わせ】

若林区役所 建設部 街並み形成課 建築指導係

電話:022-282-1111(代表)